

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成30年7月27日

国土交通省 土地・建設産業局

建設業課長 殿

照会者名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

弁護士 岡 田 康 男

弁護士 由 井 照 彦



住所 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-10

大盛丸平河町ビル3階太陽コスモ法律事務所

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法3条1項（同法1条2項、同施行令1条の2）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

何らの建設業許可を有しない一級建築士ないし一級建築士事務所が、工事業者と施主との契約を仲介するのではなく、代金500万円以上の直接水道・ガス管敷設工事の完成を施主から直接請け負うこと。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

建設業法1条2項は、建設業とは、元請・下請等名義如何を問わず、建設工事の完成を請け負う営業であると定義し、同法3条1項は、一定額（施行令1条の2により500万円）未満の工事を除き、建設業を営もうとする者は都道府県知事の許可を得るべきことを定めています。

また、水道工事・ガス工事は、同法別表1上段記載の工事に該当すると考えております。

したがって、一級建築士は自ら代金500万円以上の水道・ガス管工事の完成を請け負うことは不可能である（建設業法3条に違反する）と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

公表の延期の希望はありません。

5. 連絡先（担当）

太陽コスモ法律事務所 弁護士 由井照彦

電話03-5275-3381 FAX03-5275-3384